



向島法人会だより

413

P2 第6回 通常総会のご案内

向島法人会の
ホームページが新しくなりました!

P3 東法連女連協 全体連絡会議



第12回 法人会全国女性フォーラム ～ 鹿児島大会 ～



P4 平成 29 年度 税制改正 大綱 中小企業に係る 法人税の軽減税率が延長!

P6 八広第一支部 税務研修会・新年会開催



八広第二支部 税務研修会・ 新年会開催

京島支部 新年研修会



P7 租税教室 開催



中小企業会計啓発・ 普及セミナー



新入職員紹介



P8 墨東企談 Un Cafe Sucre 株式会社 カフェシュクレ

心を込めた1杯の珈琲が
人を癒し、笑顔にしてくれる。
こんな幸せな仕事は
他にはありません。



P10 税務署からのお知らせ

平成 31 年 10 月 1 日から消費税の軽減税率制度が実施
されます。

平成 29 年度から個人住民税の特別徴収を徹底します。

感動！ サプライヤー ケンコーボール

1934年創業以来80年以上にわたり 一心にボールを作り続けてまいりました。
これからもスポーツライフに相応しい自信作をお届けしていきます。



(公財)日本ソフトテニス連盟公認球
ケンコーソフトテニスボール



(公財)全日本軟式野球連盟公認球
ケンコーボール



(公財)日本ソフトボール協会検定球
ケンコーソフトボール

KEIKO BALL

ケンコーボール

ナガセケンコー株式会社 www.nagase-kenko.com

[東京本社] TEL(03)3614-3501
[九州営業所] TEL(092)471-5381

[大阪営業所] TEL(06)6531-0783
[名古屋営業所] TEL(052)734-8886

「ボールのロゴマークカラーはイメージで
実際の商品とは異なります」

編集後記

東墨田支部 有限会社 吾孺合成 金塚 幸司

桜の花もあつという間に散り、
いよいよ春めいて来ました。
近所の公共施設である吾孺の里(旧
第五吾孺小学校)にも毎年立派な花を
咲かす桜がありますが、寿命による
倒木等の危険があるとして伐採が決
定してしまいました。卒業生の皆様
はどう思われているでしょうか。
法人会と一言で言われましても、
ほとんどその活動内容等を明確に
説明できる方はいないと思います。
入会によるメリットを聞きにくく
方が多く、加入者の中にもなんとなく
お付き合いでという方もいるよう
です。
広報活動もなかなかままならない
とは思いますが、加入者が増えて例
えば先ほどの桜の木の植えかえ費用
を寄付できる様な組織になっていた
だけたらと思っております。

計報

墨田第5支部 (株)増岡商店 増岡紀一郎様 / 立花第3支部 東日本金属(株) 小林 容三様
墨田第2支部 (株)田沼工務店 田沼 雅美様

ご冥福をお祈り申し上げます。



向島法人会 女性部 活動報告



東法連女連協全体連絡会議



東法連女連協会長



秋川リサさん

平成29年3月14日、東法連女連協全体連絡会議が新宿の京王プラザホテルにて開催され、副会長 高橋則子、女性部会長 大友貴栄子、副部長 上野美智子、中島カヨの4名で出席しました。

秋川リサさんの講演は、華やかな芸能界のことと、思いきや人生の裏話でした。日本人の母と米軍の父。リサさんが幼い時に米軍の方針により父はドイツへ赴任となり、その後自然別離となり、以来合の子と呼ばれたり、高校も中退して働かなくてはならなかったり、お母さんが自由人で相手の男性を何人も変えたり、あなた(リサ)を産まなければよかったと言ったり、リサさんの元を去り男性の所へ行ってしまうたり、でも結局年を取りリサさんの所へ戻り、間もなく認知症になり、以来7年間の介護生活に明け暮れ、最期まで看取った。赤裸々なお話を終え誇らしげに会場を去って行きました。

女性部会 中島カヨ

第12回

法人会全国女性フォーラム 〜鹿児島大会〜

平成29年4月7日、第12回法人会全国女性フォーラム鹿児島大会が城山観光ホテルにて開催されました。向島法人会より副会長 高橋則子、女性部会長 大友貴栄子、中島カヨの3名が出席しました。

舞踏会でも行われ、華やかな会場に、1700名の女性が埋め尽くしていました。壇上には官公庁、友好団体、厚生事業協力会社、主催、主管の方々を盛り上げて下さいました。記念講演は、(株)国際協力銀行代表取締役専務取締役 林信光氏で、「明日の社会と税金を語る」をテーマに、中島カヨからワシントンまで「総理秘書官、国税庁長官、世界銀行の理事など数々の要職の座に就き素晴らしい人生を送っているそうです。」

女性部会 中島カヨ



優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にす経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を

東法連特定退職金共済制度

東法連特退共済制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。 企C-27-11-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内 TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642 http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp

広告

第6回 通常総会のご案内

開催日 平成29年6月6日(火) 15:30
 場所 東京東信用金庫 8階大会議室
 受付 15:00

次第

第一部【審議事項】 15:30~17:10

表彰(大型保障) 表彰伝達

- 1 定足数報告
- 2 開会の辞
- 3 会長式辞
- 4 議長選出
- 5 議事録署名人選出
- 6 議事

第1号議案 平成28年度 事業報告承認の件

第2号議案 平成28年度 決算報告及び監査報告承認の件

(報告事項)

- (1)平成29年度 事業計画報告の件
- (2)平成29年度 予算書報告の件

第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件

感謝状贈呈(退任役員)

- 7 来賓祝辞 向島税務署長 伊藤 浩 様
- 8 閉会の辞

第二部【祝賀会】 17:45~19:00

- 1 臨時理事会報告
- 2 開会挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 来賓紹介
- 5 来賓祝辞

墨田都税務事務所 三橋 一雄 様
 墨田区長 山本 亨 様
 向島税務連絡協議会 小菅 崇行 様
 東京東信用金庫会長 澁谷 哲一 様

- 6 祝電披露
- 7 乾杯
- 8 祝宴
- 9 閉会挨拶
- 10 木遣り

【臨時理事会】 17:20~17:30

場所 東京東信用金庫 2階会議室

今回は、往復はがきにて「出欠通知」をご案内いたします。
 ご欠席の場合は、返信はがきの委任状に記名捺印のうえ、
 ご返信くださいますようお願い申し上げます。



向島法人会のホームページが
 新しくなりました!

読みやすく、わかりやすいページになりました。
<http://mukoujima-houjinkai.or.jp/>
 アドレスが新しくなっていますので、ブックマークの変更をお願いいたします。

八広第一支部 税務研修会・新年会開催



平成29年2月12日(日) 錦糸町東武レバントホテル24階「藤」にて正午から開催されました。
参加人数は17名です。
当日は真冬にもかかわらず、晴天で澄んだ空の中、墨田区のスカイツリーも雄大にはっきりと見え、大野副支部長進行のもと、磯支部長の挨拶に続き、福岡総務より挨拶並びに乾杯の発声があり、その後、皆様楽しく更に親睦を深め有意義な時間を過ごす事ができたことと思います。
山口副会長からは法人会会費に値上げの話があり、税金クイズは素晴らしい内容でしたが、時間の関係もあり、自宅にて学習することでご理解頂き、午後2時頃、秋庭様より閉会の挨拶を頂き終了いたしました。
今後とも支部活動が充実・発展していくことを願い、皆様のご協力をどうぞ宜しくお願い致します。

支部長 磯 文雄
広報担当 中條 隆一

八広第二支部 平成29年 税務研修会・新年会を開催!!



税務研修会並びに新年会を1月30日(月)に会場八広「ひぐち」で開催。
6時半開会、会員19名出席にて税務研修を行いました。
支部長挨拶では財務体質健全化、会員減少の歯止め、会費値上げ改定の必要性等をお話されました。税金クイズ研修は身近な日常起こる税の疑問を理解する手助けとなりました。
新年会は石井氏進行、顧問篠崎先輩乾杯で始まり、ビンゴゲームで賞品をゲット、会からおみやげもお渡し、酒宴も盛り上がり、各人熱唱和気あいあいの内に会員皆様方の御協力で楽しく賑やかに進み、小山氏の手締めにて閉会いたしました。誠にありがとうございました。

支部長 岩井 義治

租税教室開催



10月末から始まった青年部会の租税教室。
今年度は学校数では1校少ないものの、時間では昨年同様の13時限を確保いたしました。講師レベルも年を追うごとに上がり、分かりやすい授業になっています。
来年度は独自企画した内容の授業を行うと同時に、高校生を対象にした租税教室実現を見据え活動を行っていきます。

- 10月31日 月曜日 東吾嬬小学校 2時限
 - 1月19日 木曜日 曳舟小学校 1時限
 - 1月20日 金曜日 第一寺島小学校 2時限
 - 1月27日 金曜日 八広小学校 3時限
 - 2月4日 土曜日 隅田小学校 3時限
 - 2月18日 土曜日 第三寺島小学校 2時限
- 青年部 米澤 正之

中小企業会計啓発・普及セミナー



独立行政法人中小企業基盤整備機構より講師を招き、「決算書の信頼性を向上させたい!」「投資判断や経営改善の確にできるようになりたい!」「スムーズな資金調達や取引先拡大を図りたい!」
このような思いを実現するための経営力・資金調達強化を目指す中小企業会計啓発・普及セミナーを向島間税会、向島優申会との共催で、2月27日(月)14時から16時30分に開催しました。

京島支部新年研修会



2月1日水曜日、向島の割烹(大和田)において平成28年度新年研修会が、参加者29名で執り行われた。
冒頭の研修会では、10問にのぼる税金クイズに頭を抱え取り組む姿がとても印象的。
その後、中島支部長の挨拶から始まる新年会も盛大な内に幕引き。京島支部の結束を再確認する場となった。

京島支部 米澤 正之

新入職員紹介

よろしくお願ひします。

【事務局次長】



田中晃帆 (たなかあきほ)

【職員】



水無瀬 弘幸 (みなせひろゆき)

- 担当業務
- 業務全般管理
- 会員管理

- 担当業務
- 経理全般管理

平成29年度 税制改正大綱

中小企業者に係る法人税の 軽減税率が延長される！

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成28年12月22日に平成29年度税制改正大綱を閣議決定しました。賃上げの促進や「攻めの投資」を支援するため、中小企業者について、法人税の軽減税率の延長や所得拡大促進税制の拡充、研究開発税制の見直し等が盛り込まれました。

法人税関係

■中小企業者に係る軽減税率の延長

中小企業者について、年800万円以下の所得に係る法人税率を15%に軽減する措置が2年間延長されます。

■所得拡大促進税制の拡充

中小企業者について、現行の支援措置(24年度からの給与増加額の10%税額控除に加え、前年度比2%以上賃上げした企業は、前年度からの給与増加額の12%

税額控除を受けることができます。これは、従来に比べて倍以上の税額控除となる可能性があり、中小企業者にとって朗報です。

■研究開発税制についての見直し

研究開発費(試験研究のための人件費や経費などの一定割合(現行12%)を法人税額から控除する研究開発税制について、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、最大17%まで控除割合を上乗せする仕組みが新たに導入されます。また、控除できる上限について、現行

法人税額の25%までのところ、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、最大10%上乗せ(最大35%までする仕組みも導入されます)。

■中小企業向け設備投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制における生産性向上設備に係る即時償却について、その対象資産に全ての器具備品及び建物附属設備が加えられます。取得価額までの即時償却と、その取得価額の7%(中小企業者等は10%)の税額控除との選択適用が

可能です。

■地域中核企業向け設備投資促進税制の創設

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正を前提に、一定の地域内に特定地域中核事業施設を新設又は増設した場合に、その設備投資について特別償却又は税額控除が認められます。

■確定申告書提出期限に関する延長特例の見直し

法人が会計監査人を置いている場合、定款の定めなどを勘案して、各事業年度終了の日の翌日から4ヶ月を超えない範囲で申告期限が延長できます。従来に比べ1ヶ月の延長で、株主総会の時期などについて自由度が高まります。

所得税関係

■配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者がいる場合に適用する配偶者控除が次の通りとなります。なお、合計所得金額が1000万円

その他

■タワーマンションに対する固定資産税・不動産取得税

タワーマンション節税が問題視されていることを受けて、タワーマンションについての固定資産税・不動産取得税について、単純な面積による計算ではなく取引単価に応じた補正を行うことになりました。一般的に上層階は増税、下層階は減税されることとなります。

■車体課税の見直し

自動車重量税については、燃費基準を見直し2年間延長されます。また、自動車取得税に対するエコカー減税、自動車税におけるグリーン化特例についても、燃費基準を見直し2年間延長されます。

を超える者については、配偶者控除が適用できないこととなります。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

また、配偶者特別控除の対象となる合計所得金額は38万円超123万円以下に変更になります。(現行は38万円超76万円未満)この改正により、配偶者の給与収入額が150万円までは、38万円の控除が利用できる可能性があります。本改正は、平成30年分の所得税から適用されます。

■積立NISA制度の創設

非課税累積投資契約に対する非課税措置(積立NISA制度)を創設して、従来の

相続・贈与税関係

■事業承継税制の見直し

災害等の発生前に事業承継税制の適用を受けていた会社又は受けようとしていた会社については、被害の程度に応じて、雇用確保要件を免除すると共に、災害の被害を受けた会社が破産等をした場合には、経営承継期間内でも猶予税額が免除されます。

■雇用確保要件について

相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に端数が生じた場合に切り捨てることとなります。現行は切り上げ計算でしたので、小規模企業にとっては、有利に計算される場合があります。

事業承継税制と相続時精算課税の併用が可能となります。事業承継税制は、雇

用確保要件などで取消が大きなリスクでしたが、相続時精算課税と併用することで2500万円の控除と税率が20%で済むことでリスクヘッジが可能となります。基本的には平成29年1月1日以後に相続・贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。なお、一定の経過措置が講じられる予定で、それ以前の相続税又は贈与税についても対象になる可能性があります。

■国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し

国内に住所を有しない日本国籍を有する相続人に対する相続税の納税義務について、国外財産を課税対象外とする要件が、被相続人及び相続人が相続開始前10年以内のいずれの時にいても国内に住所を有したことがないこととされました。現行は5年以内です。から、ずいぶん厳しい要件となります。本改正は、平成29年4月1日以後の相続又は贈与に対する相続税又は贈与税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人
税理士 飯田聡郎
TEL 03-53663-5958
FAX 03-53663-5449
HP http://www.tida-office.jp/

東京法人会連合会



Un Cafe Sucre (カフェ シュクレ) 株式会社
代表取締役 榎井 有子 (にれい ゆうこ)

心を込めた一杯の珈琲が
人を癒し、笑顔にしてくれる。
こんな幸せな仕事は
他にはありません。



子持ちの女性でも
きちんと仕事したい。
その決意が全ての始まり。

1998年墨田区京成曳舟駅前に自家焙煎珈琲店「スタービーンズ 曳舟店」を開業。そこは量9枚分ぐらいの広さで、4人も入るといっぱいになってしまつたような小さなお店でしたが、間口が広く、駅前でもあったため、道の案内所的な役割を担いながら、毎日たくさんの方が立ち寄ってくださっていたのを今も記憶しております。当時、私は結婚し子育てをしていたのですが、将来「働きたい」と思った時、先を見据えてできる仕事がないと危機感を感じており、「子持ちの女性でもきちんと独立し、片手間でない仕事を持ちたい」。そんな思いから、起業する決意をしたのが店を始めるきっかけとなりました。

お店を始めると言っても、何をしても自分はダメダメと劣等感を持っておりまして、何から始めていいのかわからない状態でしたが、それではダメだと思い、自分で意識して、毎日ポジティブなエネルギーを作り、元気なエネルギーでお客様を迎える、ということをしてまいりました。

それが功をなしてか、お客様が来てくださるようになり、一杯のコーヒーを通して、いろいろな方と出会うことができました。

ある時は慰められ、ある時は励まし、ある時は一緒に泣いたこともあります。いろいろなことがありましたが、そんな日々が人や仕事をもっと好きにさせてくれました。

珈琲は神様がくれたプレゼント

美味しい一杯の珈琲とは

私の理念は、美味しい一杯の珈琲を作りつつける事。簡単そうですが、とっても難しい事なのです。なぜなら、種を植えてから、一杯の珈琲になるまで、何一つとして手を抜いてはいけません。

弊社のバリスタ全員がそのような気持ちを持ち、一杯の珈琲を丁寧に抽出しています。その経験と本人の努力の甲斐あり、お店のバリスタが日本チャンピオン(ジャパンハンドドリッパ)チャンピオンシップ 2015年)になることができました。

私たちは日々、下町ならではの暖かいお客様に支えられ、成長させていただいております。

軽井沢焙煎所開設の秘話

少しづつお店が大きくなる中で、設備を大きくしていかなければならない時が来ました。

私の墨田に対する思いはひときわで、気持ちの中ではもちろん墨田でその設備を探していました。しかし、墨田ではどこに行っても断られ、場所が見つからないまま約2年の歳月が過ぎました。そのうち天に任せようと思ひ、声がかかったのが軽井沢。軽井沢はもともと、私が元気がない時にリラックサしに珈琲を飲みに行く場所でもあったのですが、蓋を開けてみると、そこはパン工房とカフェの跡地。私にはもったいないほどの好物件でした。

現地を訪れた時、「今度は私が元気がない人たちに、笑顔を与えてあげられるような場所にしよう」と強く決意しました。

墨田店に来るお客様は、「いつもいなくて寂しい」と言ってくださり、「私も寂しい」と思う日々もたくさんありますが、「もっともっといい珈琲を作るからねっ」と心に思っています。

軽井沢焙煎所は、焙煎を拠点とした卸が中心の場所です

そして、大切な珈琲について。
最初は焙煎豆を入荷していましたが、途中から手網焙煎を始めたことにより、私の中で珈琲に対する愛が生まれました。

それは、どういふことかと言いますと、珈琲豆は、もともとは「果実の種」です。その種を焼くことで「珈琲」になります。

コーヒー豆を根気よく20分ほど火にかけていると、種の色が茶色に変わり、豆自体がふくよかになってきます。その瞬間、珈琲のよい香りがふわっと立ちこめます。コーヒーが誕生した瞬間です。この珈琲が誕生する過程が私は大好きで、この仕事を一生の仕事にすることにしました。

私はこの仕事を20年、1日たりとも辞めたいと思つたことがありません。ダメダメな私に神様がプレゼントしてくれたのだと思います。



こんな風に、手作業でコーヒー豆を火にかけてながら20分焙煎する。

次の成長のステップ

いろいろな方々に来ていただいた駅前のお店は、6年で立ち退きになってしまい、現在の場所に移転。「ロータリーカフェ Un Cafe Sucre」をオープンします。

そのお店では、今でこそたくさんありますが、当時はとても珍しい、「一杯ずつ丁寧に珈琲を抽出する」というスタイルの店にしました。「曳舟にこんな高い珈琲を飲む人はいない」とまで言われておりましたが、な

が、ショップとカフェも併設しておりますので、軽井沢にお越しの際はお気軽にお立ち寄りください。

Un Cafe Sucre株式会社の未来

最初たった一人で始めたお店が今では10人を超える会社になりました。

この会社は、たくさんの方のサポートや、お店を愛してくださるお客さま、いつもがんばってくれているスタッフ、かけがえないみんなの家族によって成り立っています。

まだまだ未熟な会社ですが、珈琲の新しい時代を切り開きたい。そのように思っております。

1杯の珈琲で笑顔を運ぶことが出来たらうれしいです。



会社概要

Un Cafe Sucre 株式会社



〒131-0032
東京都墨田区東向島 2-31-20
電話 / FAX 03-3613-7551
(ホームページ)
http://cafe-sucre.com
(オンラインショップ)
http://cafe-sucre.biz

軽井沢焙煎所
〒389-0111
長野県北佐久郡軽井沢町長倉 2955-15
0267-31-0976

デカフェ専門ブランド
イノセントコーヒーについて
(カフェインレス珈琲)

私のお店は「女性の感覚」を大切にしていたため、妊婦さんに向けた商品を提案したいと考えておりました。カフェインの影響で飲めなかった珈琲を、安心して美味しく飲んでいただきたい。

そう考え20年前にデカフェ(カフェインレス珈琲)を導入しようとしたのですが、美味しくないと。どのようにしてデカフェを除去するのか? だれが作っているのか? 情報が曖昧で、疑問ばかり。これでは安心して妊婦さんに提供できません。ずっとどうすればいいかと暗中模索していた中、近年やっと私の疑問を取り除く素晴らしい豆に出会うことができ、カフェインレス珈琲の専門ブランドを立ち上げました。

現在は、珈琲販売だけではなく、デカフェの先駆け人として、企業様やいろいろな店舗様、個人の方向けのセミナーを行ったり、新しいいろいろな製品を販売したり、と仕事の内容もどんどん増えて来ました。

珈琲が大好きな私だからこそ、カフェインで困っている方にも、こんなに美味しい珈琲もあるのだとお伝えしていきたいと思っております。

都税事務所だより

東京都と都内区市町村からのお知らせです

事業主の皆さま ▶▶▶ 平成 29 年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

事業主の皆さまは、特別徴収の実施に向けて、ご協力くださるようお願いいたします。

特別徴収とは？

事業主の方(特別徴収義務者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、**毎月給与から個人住民税を差し引き、納入**していただく制度です。

※従業員が常時 10 人未満の場合は、従業員のお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年 12 回の納期を年 2 回にすることができる「**納期の特例**」の制度があります。

特別徴収義務者となる 事業主の方

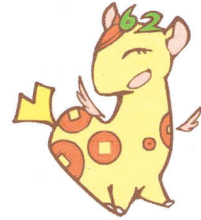
所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

特別徴収のメリット

特別徴収にさせていただくと、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。

■詳しくはホームページをご覧ください。

東京都 特別徴収 検索



個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

【お問い合わせ先】

固定資産税・納税について： 墨田都税事務所 電話 03-5669-0138
 仮庁舎住所：〒130-8608 墨田区両国4-29-4 (本所警察署跡地)

正しい知識で、正しく納税



いつでも、
お気軽に
ご相談ください。



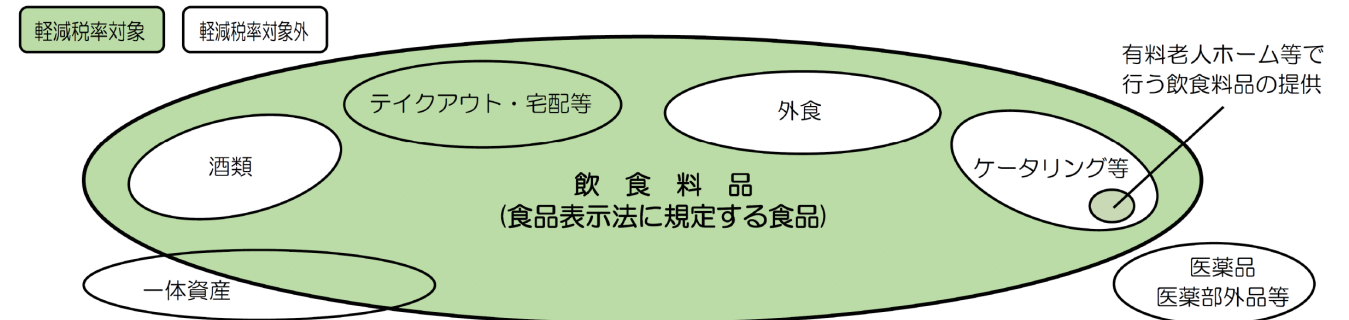
平成 31 年 10 月 1 日から消費税の軽減税率制度が実施されます

軽減税率制度のポイント

消費税率等	標準税率は10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%) 軽減税率は8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞 (定期購読契約に基づくもの)
帳簿及び請求書等の記載と保存	・ 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理 (区分経理) を行っていただくこととなります。 ・ 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等 (「区分記載請求書等」) の保存が要件となります。なお、平成35年10月からは、「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります。
税額の計算	・ 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 ・ 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額 (売上税額) 又は仕入れに係る税額 (仕入税額) の計算の特例があります。

※ 飲食料品の取扱い (売上げ) がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲 (イメージ)》



《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- 向島税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
電話番号 03-3614-5231 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) 内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置》

- 1 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援 (補助金)
⇒ お問い合わせは「軽減税率対策補助金事務局」へ URL <http://kzt-hojo.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)
- 2 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
⇒ お問い合わせは最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会へ

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

- ① 転嫁に関する問い合わせ、② 広告・宣伝に関する問い合わせ、③ 消費税総額表示に関する問い合わせ、④ 乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。
専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)
メール ホームページ (<http://www.tenkasoudan.go.jp>) 上の専用フォームをご利用ください。【24時間受付】